

令和5年3月15日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高 井 康 之  
(公印省略)

「身元引受人がないウクライナ避難民に係る介護保険における保険料  
及び利用者負担の財政支援の再延長について」の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、出入国在留管理庁において、ウクライナ情勢が依然として不透明な状況にあることから、生活費の支給等を更に1年間継続することが決定されました。

本通知は、この取り扱いを受け、厚生労働省において、令和4年6月事務連絡の記2の身元引受人がないウクライナ避難民に係る保険料及び利用者負担の支援についても、同様に継続することとし、都道府県及び市町村介護保険主管部局宛てに事務連絡が発出された旨の連絡です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報Vol.1134

身元引受人がないウクライナ避難民に係る介護保険における保険料及び利用者負担の  
財政支援の再延長について (令5.3.7 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・澤野)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737